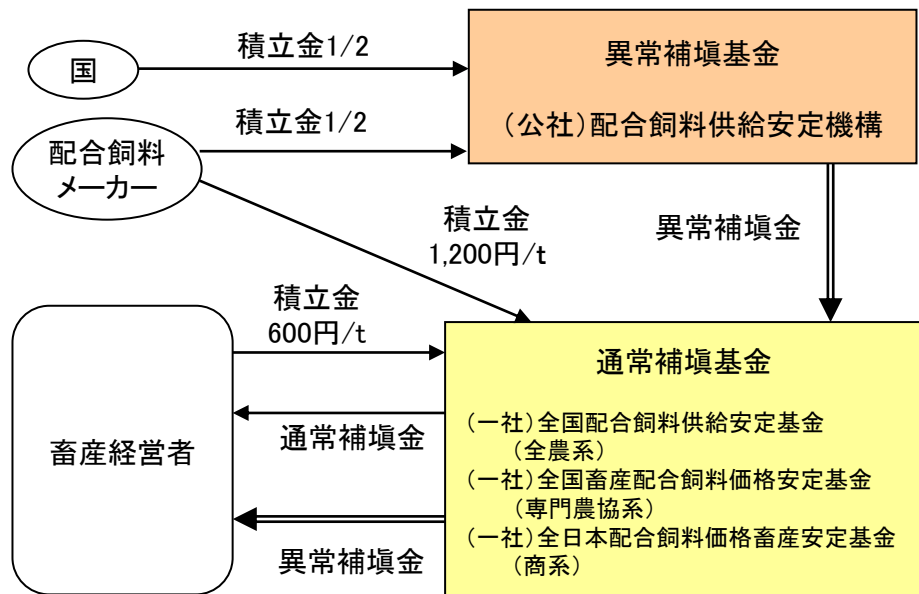


配合飼料価格安定制度の概要

- 配合飼料価格安定制度は、配合飼料価格の上昇が畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、
 - ① 民間(生産者と配合飼料メーカー)の積立てによる「通常補填」と、
 - ② 異常な価格高騰時に通常補填を補完する「異常補填」(国と配合飼料メーカーが積立て)の二段階の仕組みにより、生産者に対して、補填を実施。
- 平成25年12月に制度を見直し、通常補填の発動指標を配合飼料価格(メーカー建値)から輸入原料価格へ変更。
- 令和2年度第4四半期(1~3月)に2年ぶりに通常補填が発動。令和3年度第1四半期(4~6月)においても通常補填が発動するとともに、8年ぶりに異常補填が発動。続く第2四半期(7~9月)から第4四半期(1~3月)まで通常補填、異常補填ともに発動。
- 令和3年度補正予算において異常補填基金への230億円の積増しを措置するとともに、原油価格・物価高騰等総合緊急対策において、435億円の積増しを措置。

○ 制度の基本的な仕組み



○ 発動条件等

<p>異常補填基金</p> <p>(国とメーカーが1/2ずつ拠出)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸入原料価格が直前1か年の平均と比べ115%を超えた場合 <p style="text-align: center;">基金残高 (令和3年度第4四半期の支払後) 約 46億円 ※</p>
<p>通常補填基金</p> <p>(生産者(600円/t)と飼料メーカー(1,200円/t)が拠出)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸入原料価格が直前1か年の平均を上回った場合 <p style="text-align: center;">基金残高 (令和3年度第4四半期の支払後) 約 70億円 (異常補填基金と合わせ約 115億円)</p>

※別途、原油価格・物価高騰等総合緊急対策による国費積増し分(約435億円)を手続中